

令和８年度税務課会計年度任用職員募集要項

- 1 職名
当初賦課事務補助員
- 2 募集期間
令和８年１０月１５日（木曜日）から１０月３０日（金曜日）まで
- 3 募集方法
めぐろ区報及びホームページ等へ募集記事を掲載します。
- 4 募集人数
５人程度
- 5 選考方法
書類審査・面接
面接は、１１月１６日（月曜日）に実施予定です（応募人数等により変更の可能性あり）。
詳細は、書類審査後に改めて各応募者へ通知いたします。
- 6 応募資格
資格・国籍・年齢の要件は設けていません。
（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）
なお、下記（１）～（４）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に定める労働時間（１日８時間又は週４０時間）を上回るものとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に２つ以上兼ねることはできません。
- 7 職務内容
・郵便物の開封及び仕分け作業
・課税資料の内容確認及び補記作業
・パソコンを使った申告書のＯＣＲ確認及び修正作業
・課税入力データの照合作業
・課税資料の整理・保管作業
・その他、当初賦課事務に関する補助作業
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。
- 8 職務系又は職種
事務系
- 9 勤務期間
令和９年１月１３日（水曜日）から３月３１日（水曜日）まで
※雇用期間としては令和９年１月１日から３月３１日までとなります。
※勤務期間内で区が指定した勤務日（１か月あたり２０日以内）は、原則すべて勤務をしていただきます。
※再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

- 10 勤務日
月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く月20日以内）
ただし、3月27日（土曜日）は勤務の可能性あります。
- 11 勤務時間
1日の勤務時間 6時間（実働）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの休憩1時間を含む）。
- 12 勤務場所
目黒区総合庁舎内会議室
※敷地内禁煙
- 13 報酬額等
時給約1,496円（地域手当相当額を含む。）
採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。
その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額等を支給します。
報酬の支給日は、毎月15日（実績払い）です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。
- 14 服務
地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。
- 15 災害補償
公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。
- 16 社会保険及び雇用保険の適用
厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。
(1) 加入する健康保険
東京都職員共済組合
(2) 任意継続
退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。（任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。）
- 17 応募方法
(1) 提出書類
履歴書（6月以内の撮影写真添付）※ご提出いただいた書類は返却いたしません。
(2) 提出期限
令和8年10月30日（金曜日）（必着）
(3) 提出方法
封筒に「当初賦課事務補助員」と朱書きし、履歴書を税務課税務係へ郵送又は持参してください。
- 18 郵送先・問い合わせ先
郵便番号153-8573
目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区区民生活部税務課税務係
電話番号 03-5722-9819（直通）
受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分まで

以 上